

「大津市立粟津中学校いじめ防止基本方針」

平成28年度

はじめに

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「心豊かでたくましい生徒の育成」を掲げ、安心・安全な学校づくり、魅力ある教育実践への挑戦として、「学び合い」から理解を深める教室づくりをテーマとして、互いを尊重する集団作りを目指して取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめの防止のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめ防止等のための対策は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた生徒については、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して生徒自身の力でいじめを解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

本校では、目指す生徒像として、「学びとる」・「思いやる」・「やり抜く」生徒の育成に向け、全ての教育活動で取り組んでいます。特に、他を思いやる豊かな心の育成に向け、「命」や「もの」を大切にできる学校風土を作り上げていくことがいじめ防止につながるものと考えます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するために、全ての生徒を対象とした未然防止の観点が重要です。

本校では、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」、「いじめは卑屈な行為である」ことへの理解を促すとともに道徳心や自尊感情、社会性、人を思いやる心を育みます。加えて、生徒の自主的・自治的な活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組む等、全ての生徒が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを進めます。

◇具体的な取り組み

- ・生徒理解研修→いじめ防止に関する校内研修
- ・いじめ未然防止対策について情報発信→学校便り、ホームページで公表
- ・わかる授業の取り組み→各教科で公開授業、授業参観ウィーク設定
- ・いじめ防止啓発月間→生徒会が主体となったいじめ防止啓発ポスター作成
- ・「命」の大切さを学ぶ取り組み→生徒対象に講演会実施、道徳の授業公開
- ・朝のあいさつ運動→職員と生徒による朝のあいさつ運動、職員の登校指導

◇教師の役割（いじめ防止に対する主な任務）

- ・担任 →日常的にいじめの問題に触れ、いじめを許さない雰囲気を学級全体で醸成する。
- ・副担任 →担任をフォローし、共同で学級経営に関わる。担任不在時の対応と連絡等を行う。
- ・養護教諭 →保健室経営や相談活動に積極的に取り組み、「命」の大切さについてさまざまな場面で取り上げる。
- ・生徒指導担当→学級・学年の生徒の様子や情報を集約し、学年・学校の組織体制に向け共通理解を図る。（学校体制づくりに努める）。
- ・管理職 →学校の教育活動全体を通して計画的にいじめ防止の取り組みを推進する。また、生徒会の取り組みを支援し、生徒が主体的に参加する取り組みを推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、実態認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

そのため、本校では教職員間や学校と保護者との情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は日頃から、積極的に生徒に声かけするなど、信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施等、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

については、上記のことに関して、本校では、下記のような取り組みを進めます。

◇具体的な取り組み

- ・教育相談月間→6月・11月に生徒アンケートに基づいて実施する。
- ・いじめ問題に関する研修→4月・8月に全職員によるいじめ防止研修を実施。
- ・目安箱の設置→生徒会が主体となって、いじめの早期発見に努める。
- ・善行迷惑調査→2学期、3学期始めに調査し、いじめの早期発見に努める。
- ・日常の点検→生徒の下駄箱チェック、昼のパトロールを実施する。

(3) いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあることの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合は勿論のこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針を検討し、直ちに対処します。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

については、上記のことに関して、本校では、下記のような取り組みを進めます。

◇具体的な取り組み

- ・ 正確な情報収集→指導支援体制→生徒への指導・支援と保護者との連携
(事実の確認)
- ・ いじめ対策委員会の開催→緊急時に開催し、問題が収束するまで情報を収集し、指導体制とその支援に努める。
- ・ 家庭訪問→担任任せにすることなく、チームで生徒・保護者と連携します。
- ・ いじめられた生徒への対応→生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安の除去に努める。
生徒にとって信頼できる人との連携をとりながら、寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめた生徒への対応→いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。状況によっては、関係機関と連携を図っていくことも考える。
また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景についても目を向けていく。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割については、以下のとおりとします。

①役割

- ア) いじめ防止等の取り組みの年間計画を作成する。
- イ) いじめ防止等の取り組みについて、教職員間で共通理解を図る。
- ウ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめ防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う。
- エ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- オ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- カ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- キ) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ク) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

②構成員

(定例およびいじめ事案発生時のいじめ対策委員会:個別のいじめ事案の対応等を協議)

管理職、いじめ対策担当(協同推進)、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、特別支援学級担任、生徒会担当、養護教諭、該当学年担任、該当学年生活指導担当、スクールカウンセラーとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、事案の性質等、必要に応じて医師、警察官等の関係機関や専門家の参加を得ます。

(拡大いじめ対策委員会:学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価などを協議)

管理職、いじめ対策担当、生徒指導主事などの学校関係職員のほか、自治連合会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

※学校協力者会議とかねて実施

③関係する校内委員会との連携

いじめ防止等の取り組み実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的施策について、進捗状況を定期的に確認し、年度末に達成状況を自己評価します。評価に際しては、いじめ防止にどのような効果があったかについて考察し、必要に応じて見直しを検討します。

(2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページで公開します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取り組み	備考
4月	職員会議（生徒理解研修） ①②③ 年間計画の決定・周知	授業参観・懇談会
5月	家庭訪問 ③ 生徒総会（目安箱設置）	
6月	いじめ防止啓発月間 ①④ 教育相談月間（生徒アンケート実施） ② 小中連絡会 ①④	学校公開 校内授業研究会
7月	学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） ④ 保護者懇談会 ④	
8月	いじめ問題に関する校内研修 ①②③④	
9月	善行迷惑調査 ②	学校公開・文化祭・体育祭 チーム栗津中集団づくり
10月	いじめ防止啓発月間 ①④ 道徳内容検討 ①	
11月	道徳「命」の授業実施 ① 教育相談月間（生徒アンケート実施） ②	滋賀の教育月間 授業公開 校内授業研究会
12月	学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） ④ 保護者懇談会 ④	
1月	善行迷惑調査 ②	授業参観 校内授業研究会
2月	教育相談月間 保護者懇談会（全体会） ④ 小中連絡会 ①④	授業参観・懇談会
3月	学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） ④ 小中連絡会 ①④	
通年	朝のあいさつ運動（生徒会） ① 登校指導（栗津駅周辺） ② 下駄箱チェック ①② いじめ対策委員会 ③ 生徒指導部会 ①② 教育相談部会 ①② 特別支援教育部会 ①②	

*いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめの防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④